



男性の育児休業が取得しやすくなりました



少子高齢化に伴う人口減少下において、労働者の離職を防ぎ、男女ともに仕事と育児を両立できる社会の実現が重要です。しかし、男性の育児休業取得率は未だ低い水準にとどまり、育児休業制度の利用希望が十分かかっていない現状があります。

そこで改正された「育児・介護休業法」が、4月1日から段階的に施行されます。

事業主からの意向の確認が義務（4月から）

事業主は、従業員に育児休業・産後パパ育休を取得しやすい雇用環境を整備し、本人又は配偶者の妊娠・出産の申し出をした労働者に育児休業制度等に関する周知と休業の取得意向の確認を個別に行わなければなりません。取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

また、有期雇用労働者の育児休業取得条件が緩和され、育児休業等が取得しやすくなりました。

産後パパ育休の創設（10月から）

育児休業とは別に創設された産後パパ育休は、子どもの出生後8週間以内に4週間まで取得可能です。2回まで分割して取得でき、育児休業給付の対象です。

男性の育休取得者の多くは子の出生直後の時期であり、出産後の妻が心身の回復が必要な時期に側にいたい、育児に最初から関わりたいといったことから、この時期の取得ニーズが高いことが考えられます。

厚生労働省ホームページには、その他の改正点だけでなく、企業支援に関する情報も掲載されています。

育児休業を取得した男性の感想

「普段は気付かない母親の苦労をひしひしと感じ、より一層協力し合い子育てしていこうと思った。」
「初期の段階から関わると、子育てを補佐ではなく主体となって対等な立場で関わる事ができた。」
「上の子どもいたので、心にゆとりを持った育児ができた。」
「妻と子の笑顔を多く見ることができた。」
「職場の理解があったので、より育児に専念できた。」
「自分が上司になった時、育休に理解を示していこうと思った。」などの感想がありました。

性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境の実現を考えていきませんか。

問い合わせ

人権センター ☎ 22-3726

なくそう 不法投棄

河川敷や山林の道路わきなどの人目の付きにくい場所への不法投棄がなくなります。

不法投棄は地域の景観を損ねるだけでなく、水質や土壌への汚染等環境への悪影響も心配されます。「きれいなまち」「すみやすいまち」を目指し、不法投棄を「しない」「させない」よう、ともに取り組んでいきましょう。

市の取組

市では、不法投棄されたごみについて、警察とも連携し対応しています。また監視カメラや看板を設置するなど、不法投棄の抑止を図るとともに、巡回、監視パトロールを実施しています。



不法投棄させないために

「草刈がされていない」、「ごみが散乱している」といった管理が行き届いていない土地は不法投棄されやすくなります。不法投棄されるとその撤去はその土地の管理者が行う必要があり、大変な負担となります。定期的な除草や樹木の剪定、柵を設置する等、不法投棄をされにくい環境を整えることが重要です。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



問い合わせ 市民課生活環境係 ☎ 22-2279